

UDCBK社会実験準備事業実施要項（案）

令和2年〇月〇日修正

第1 趣旨

草津市総合政策部草津未来研究所アーバンデザインセンターびわこ・くさつ（以下、「UDCBK」という。）は、草津市の委託事業として、この要項の定めるところにより、市と包括協定を締結している大学（以下、「包括協定締結大学」という。）に対し、「健幸都市」「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」「草津市版地域再生計画」などのまちづくりに関わり、UDCBKが設定したテーマについて、データに基づく政策の必要性、実現するために必要な制度設計、効果を検証するための社会実験計画の策定などの検討業務の委託を行う。

第2 委託区分およびテーマ

委託区分は下表とし、当該年度に委託を行うテーマは別に定めるものとする。

区分	内容
A	UDCBKの事業プロジェクトのうち重点として設定するもの
B	UDCBKが示す健幸都市づくりに関わる個別テーマに基づくもの

第3 委託対象団体

委託の対象となる団体は、実施年度の前年度末の時点で草津市と包括協定を締結している包括協定締結大学とする。

第4 委託事業の実施主体、及び採択

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

草津市と包括協定を締結している大学の研究室、大学が主催する地域連携プログラムなどの責任者、教員または職員が主宰する研究会、および大学が推薦する学生団体。（以下、「事業実施主体」という。）

（立命館大学、滋賀大学、成安造形大学、京都橘大学、滋賀県立大学、滋賀医科大学、龍谷大学）

2. 採択するテーマはABあわせて5件程度とする。

第5 委託金

委託金は、1件につき次の額を上限とする。

区分	委託金総額	上限額	採択上限
A	100万円	30万円	各テーマ1件
B		20万円	各テーマ2件

※応募状況（申請件数、申請総額等）、提案内容により調整する。

第6 委託対象経費

1. 委託対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実

施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

2. 次のものは委託対象外の経費とする。

- (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
- (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 委託の申請手続

委託対象団体の長は企画提案書等関連書類（別記様式第1号から4号）を、UDCBKに提出するものとする。

第8 委託の決定

1. UDCBKは、企画提案書等関連書類を受理した後、内容を確認し、別紙、審査要領に基づき委託の対象及び委託金額を決定するものとする。
2. UDCBKは、委託事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、企画提案書等関連書類の内容を審査し、委託金額を決定することができる。
3. 1により委託を決定した場合は、UDCBKはその旨を包括協定締結大学に通知し、包括協定締結大学はこれを委託対象団体の責任者に通知するものとする。

第9 事業内容の変更

1. 委託対象団体の責任者は、委託の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、包括協定締結大学を経由して、UDCBKに変更申請書（別記様式第5号から8号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、市長はその旨を包括協定締結大学に通知し、包括協定締結大学はこれを委託対象団体の長に通知するものとする。

第10 委託金の交付

1. 委託対象団体の長は委託金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書（別記様式第9号）を作成し、必要書類を完備のうえ、包括協定締結大学を経由してUDCBKに提出するものとする。
2. UDCBKは、実績報告書を受理した後、交付すべき委託金の額を確定し、その旨を包括協定締結大学に通知するとともに、委託金を包括協定締結大学に交付するものとする。

第11 その他

この要項に定めのない事項については、UDCBKが別に定めるものとする。